

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

枚方市東部区域再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府枚方市

## 3. 地域再生計画の区域

枚方市の区域の一部（東部区域：詳細については別紙）

## 4. 地域再生計画の目標

枚方市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、人口 408,025 人（平成 17 年 3 月 1 日現在）、面積 65.08 平方キロメートルであります。東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形を成し、西部は海拔 10 m 前後の沖積低地で、中央の大部分は海拔 20 ~ 50 m の枚方台地が占めています。この枚方台地を、船橋川、穂谷川、天野川が南東から北西に横切って淀川に流れ込んでいます。

このような中で東部地域は、本市にとって貴重な緑である里山をはじめ、農地や河川、ため池等の自然環境が残された地域であるとともに、船橋川、穂谷川の源でもあります。

本市ではこの自然に非常に恵まれた東部地域を「豊かな水と緑を活かした自然と共生するまち」と位置付け、河川や里山などの自然を保全するとともに、公共下水道などの都市基盤施設の整備など自然と共生するまちづくりを目指しています。

その一つの取り組みとして、現在、市民と行政が協働して里山を保全することを目的として里山保全基本計画を策定しているところであります。

一方、淀川に流れ込んでいる東部地区を流れる船橋川、穂谷川を美しい河川、きれいな河川として保全し次世代に残していくためには、生活排水の適正な処理対策が必要となり、上流区域である東部地区の污水处理施設整備が必要不可欠となります。

そのため、交付金を活用した生活排水処理対策への取り組みを積極的に進めることにより豊かな水と緑を活かした自然と共生するまちづくりの目標の達成を目指します。（目標 1）污水处理施設の整備の促進（污水处理人口普及率を 2% から 86% に向上）

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

本市の公共下水道事業については、昭和33年日本住宅公団香里団地建設に伴い整備された処理場の移管をうけ香里処理場として供用開始した事に始まり、その後高度経済成長期に急激な都市化が進んだため、生活環境、公共用水域の水質悪化を改善するため、下水道法第2条の2に定める大阪湾流域別総合計画に基づき公共水域の水質保全を目的に昭和46年淀川左岸流域関連下水道として計画決定を行い、下水道法4条に定める認可を受け整備を行っています。又、現在下水道整備を計画的に進める為、平成15年を初年度とし平成24年度を目標とした「枚方市下水道整備10箇年計画」を本市独自で策定し整備を進めており、平成16年度末時点での市域全体での整備人口普及率は、83.7%となっていますが、東部区域においては、処理場から上流部に位置するため未整備区域となっております。

又、合併浄化槽事業については、平成16年9月に「枚方市生活排水処理基本計画」を策定したところであり、公共下水道計画区域以外の地域について市町村設置型合併浄化槽整備を速やかに実施するため実施計画等の策定を早急に行っていく予定であります。

## 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

### [事業主体]

- ・枚方市

### [施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

### [事業区域]

- ・別紙図面のとおり

公共下水道：氷室台1丁目、尊延寺1～6丁目、穂谷1～3丁目他

浄化槽：杉北町1丁目、杉責谷1丁目、尊延寺、穂谷他

### [事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成18年度～21年度

### [整備量]

- ・公共下水道 200～450 19,355m
- ・浄化槽（市町村設置型） 5人槽、36基 16～20人槽、24基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 5,220人、浄化槽154人

### [事業費]

- ・公共下水道 1,836,900千円

	(うち、単独	275,500千円)
	(うち、国費	780,700千円)
・浄化槽〔市町村設置型〕		150,322千円
	(うち、単独	34,690千円)
	(うち、国費	38,544千円)
合 計		1,987,222千円
	(うち、単独	310,190千円)
	(うち、国費	819,244千円)

### 5 - 3 その他の事業

関連計画 里山保全計画

市民と行政が協働して里山を保全することを目的とする計画

関連事業 森林空間総合整備事業

枚方市津田地区に残る貴重な緑を維持、保全するための事業

### 6 . 計画期間

認定の日から～平成22年3月末まで

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標に照らし状況を調査し評価する。又、必要に応じ評価委員会を設置し、事業に対する評価・検討を行う。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、平成16年9月に「枚方市生活排水処理基本計画」を策定したところであり、浄化槽設置事業については、実施計画の策定及び制度化に向けての取り組みをこれから行っていく状態であります。

その為、浄化槽設置事業につきましては、平成18年度下期からの実施予定であります。